

令和5年 8月

お客様各位

福島信用金庫

当座勘定規定改定のご案内

平素より、福島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
「ことら送金」の取扱い開始に伴い、当座勘定規定を一部改定させていただきますのでお知らせします。

<改定日>

令和5年8月23日（水）

<対象となる規定>

- (1) 当座勘定規定
- (2) ④当座勘定規定（専用約束手形口用）

<改定内容>

改定前	改定後
<p>9.（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>9.（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>